

○古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成 30 年 4 月 12 日

告示 89 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、古賀市付属機関の設置等に関する条例（令和 4 年第 3 号）第 6 条の規定に基づき、古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(改正(令和 4 年告示 179 号))

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討又は審議する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 福祉・保健・医療関係者
- (4) 市民活動団体関係者
- (5) 公募により選出された市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(改正(令和 4 年告示 179 号))

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(改正(令和4年告示179号))

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(改正(令和4年告示179号))

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(改正(令和4年告示179号))

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(改正(令和4年告示179号))

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年7月1日告示第179号)

この告示は、公布の日から施行する。